

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名

氏 名 : ALINSUNURIN Maria Kristina Galvez

論 文 題 目

Gendered Outcomes, Women's Work, and Cash Transfers: The Case of
the *Pantawid Pamilyang Pilipino Program*

(性差に基づく結果、女性の仕事、そして現金給付 :

「フィリピン家族のための橋渡しプログラム」を事例に)

論文審査担当者

主査	名古屋大学	教授	伊東	早苗
委員	名古屋大学	教授	大橋	厚子
委員	名古屋大学	准教授	日下	渉

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要と構成

本博士論文は、フィリピン政府による条件付き現金給付プログラム「フィリピン家族のための橋渡しプログラム」(*Pantawid Pamilyang Pilipino Program*、以下、4Ps)が女性の労働やジェンダー関係に与える影響を質的調査分析によって明らかにするものである。条件付き現金給付プログラムは、給付を受ける貧困世帯に一定の行動(子供を学校に行かせる、定期健康診断を受ける等)を条件づけることにより、福祉効果を高め、次世代の人的資源を創出するものとして、1990年代後半以降、多くの開発途上国において実施されてきた。ただし、貧困層の行動に条件をつけることの是非および必要性や効果については国際的に大きな論争があり、条件なしの現金給付をより良い形態とする議論も多い。

本研究は、こうした国際的な論争を背景に、フィリピンにおける4Psを事例として、ジェンダー関係に対するその効果を検証した。4Psによって現金給付を受ける女性たちの一日の時間の使い方を詳細にデータ化した他、プログラムが条件づける活動への受給者の参加状況や、参加に対する彼らの意見を、インタビューやフォーカス・グループ・ディスカッションを通じて聞き取った。その結果、本プログラムに参加することは女性の負担を増大させ、ジェンダーの観点からはマイナスの影響を生むと議論する。また、「条件」を課す主体であるフィリピン政府や、その背景にある国際金融機関の考え方が、貧困女性たちの行動に自己規律化を求めるものであり、そこにみられる「統治性」が、無意識のジェンダー差別を再生産すると議論する。

本論文は全7章からなる。第1章は研究課題およびその背景や意義を説明し、本論文で用いる質的調査の手法および本論文の構成を説明する。第2章は、社会的保護、現金給付、「ジェンダーと開発(GAD)」および社会政策に関する理論や影響評価を扱う先行研究を整理する。その結果、途上国における条件つき現金給付プログラムの評価が、受益者が条件通りの行動をとったかどうかという測定しやすい短期的な成果をみる方法に偏っており、長期的な視野に立つ影響評価が少ないと議論する。4Psに関わる研究も同様で、教育や保健サービスを受けたかどうかという受益者の行動を調査し、それらサービスへのアクセス向上が女性のウェルビーイングにつながるという表面的な分析が多いと議論する。さらに、現在の社会政策の中に、1980年代に隆盛であった「開発と女性(Women in Development=WID)」アプローチの影響が今も残っており、社会政策と母性の強調が結びつく傾向にあることを、先行研究を引用しながら議論する。

第3章では、4Psプログラムの設計や特徴、実施状況や財源などを実態に即して詳述する。第4章は、ラグナ州の都市部と農村部に居住する4Psの受益者、非受益者あわせて40世帯の男女を対象とする時間使用調査(Time-Use Survey)の結果を説明し、自発的な活動とはいいながら、4Psが課す条件を満たすための活動(Eligibility Work)が、男性よりも女性の活動に大きな負担を与えている様を実証的に明らかにする。第5章は、インタビューやフォーカス・グループ・ディスカッションの結果を分析し、調査対象者が、参加する研修等のイベントを通じて、プログラム実施者からどのような説明を受け、それをどのような体験として受けとめてい

論文審査の結果の要旨

るかを説明する。その結果、実施に携わるソーシャル・ワーカーの意識が伝統的な性別役割分業を前提とするものであり、活動の成果にもジェンダー上のバイアスがかかっていると議論する。第6章は、第5章で議論した内容を発展させ、ミッシェル・フーコーの「統治性 (Governmentality)」概念を用いて、4Ps はフィリピン政府による貧しい女性たちへの権力支配の一形態であると議論する。すなわち、プログラムの効率性と結びついた条件付与は、4Ps を脱政治化し、そのテクニカルな運用面が強調される一方で、ジェンダーを含む社会関係の変革にはつながっていないと主張する。

第7章では、本博士論文の中心的議論を総括し、先行研究と照らした独自の貢献を明らかにするとともに、政策への含意を議論する。結論として、4Ps が課す「条件」は女性の Unpaid Work を増大させ、戦略的なジェンダー・ニーズに沿う結果を生まないと議論する。また、子供の世話に紐づけられる条件を付与するというプログラムの設計上の問題と、実施者レベルにおけるジェンダー・ニーズの無理解により、4Ps は、それを取り巻くフィリピンの社会的・政治的文脈を乗り越えるに足る結果を生むことはできないと議論する。さらに、政策提言として、フィリピン政府は現金給付制度を「自己規律化」を求める条件付けとは切り離し、現金給付のみを継続する一方で、教育や保健医療サービスの質の向上にむけた努力をすべきであると主張する。

本研究の第4章および第6章で論じられる内容は、2本の査読付き学術論文として刊行されている。うち1本は国際誌である。

2. 評価

本研究はフィリピンにおける「ジェンダーと開発 (Gender and Development)」に関わる分野の研究として、以下の点が評価に値する。

- 1) 4Ps による現金受給者の一日の時間の使用方法を、都市部と農村部と両方で詳細にデータ化し、分析した。条件付き現金給付プログラムの受給者を対象とした時間使用調査自体は他国で実施されており、独創性があるとはいえない。しかし、フィリピンで成功が謳われる 4Ps の評価に時間使用調査を適用し、通常のインタビュー調査で得られるよりも格段に信頼度の高いデータを提供し、分析したことは高い評価に値する。分析の結果、受給条件に直接・間接に関わる行動を求められる日になると、女性たちが、早朝および夜間の時間帯に家事労働 (Unpaid Work) および賃金労働 (Paid Work) を延長している様が明確に浮かびあがる。
- 2) フィリピン政府による 4Ps という条件付き現金給付プログラムの運用が、受給者である貧困女性たちに行動の自己規律化を求めるという政治性に注目し、この自己規律化が、伝統的な性別役割分業を再生産し、ジェンダー関係の変革に向けた努力を阻害すると議論した。

論文審査の結果の要旨

現金給付プログラムに条件を課すべきかどうかは、もともと国際的な論争の焦点でもあり、ジェンダー専門家の多くが条件付けの効果や意義に疑問を投げかけてきた。本研究はこれら先行研究の主張と同調するものであるが、教育や保健医療サービスへのアクセスを強化するという一見「テクニカル」な条件付加がもつ「政治性」に踏み込んで分析した点に独創性が認められる。

同時に、本研究は以下のような不十分な点も含んでいる。

- 1) 本研究の結論は、4Ps という条件付き現金給付プログラムが戦略的なジェンダー・ニーズの充足には貢献しないというものであるが、世代間の貧困の連鎖を断ち切るというプログラムのそもそもの目的に対する効果については研究の範囲外においている。4Ps の実施が国家による貧困女性への統制という意味をもつとして、もし4Ps が世代間の貧困の連鎖を断ち切ることに貢献しているという評価がなされる場合に、この二つの関係性を、政策的な視点からどのように考えるべきなのか、検討を加える余地がある。
- 2) 本研究における時間使用調査は、平均的な核家族世帯に焦点をおいているが、世帯構成や拡大家族のあり方によっては、プログラムの条件を満たすことによる負担の行き場も単一ではない可能性がある。こうした家族関係の多様性に注目した場合、そこにみられるジェンダー関係もまた、従前のあり方や、我々が理想と考えるあり方とは異なる多様な形に変化している可能性もある。今後の研究において、家族やジェンダーに関わる流動性や多様性を考慮した分析を深める余地がある。

しかし、これらの点は、論文著者が今後の研究において取り組むべき将来の課題であり、本論文の価値や独自性を損ねるものではない。本論文は、博士論文としての水準に足りるオリジナリティと学術的価値を十分に有していると判断する。

3. 判定

以上のような審査の結果を基に、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものと判定する。